

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

伊勢原中部地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は、契約者に対して介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントの提供をします。提供させていただく介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防サービス」といいます。）の内容や契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1 事業者の概要

|          |  |
|----------|--|
| 事業所名     | 伊勢原中部地域包括支援センター  |
| 所在地      | 〒259-1131 伊勢原市伊勢原2丁目7番13号<br>伊勢原シティプラザ1階103号室                                |
| 事業者指定番号  | 神奈川県 第1404000034号  |
| 管理者・連絡先  | 亀井 めぐみ TEL：0463-92-4091  |
| サービス提供地域 | 田中、板戸、伊勢原1～4丁目、東大竹1～2丁目<br>池端（小田急線より以北）、沼目（池端坂戸自治会地区）<br>三ノ宮（板戸第二、板戸第三自治会地区） |

## 2 事業所が提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての営業日等

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 電話/FAX | 電話 0463-92-4091 / FAX 0463-92-4092 |
| 営業日    | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始12月29日～1月3日はお休み）    |
| 受付時間   | 午前8時30分から午後5時まで                    |

## 3 事業所の法人概要

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 名称・法人種別  | 社会福祉法人 大六福社会                   |
| 代表者名     | 理事長 大津 順一                      |
| 本社所在地/電話 | 伊勢原市子易1254番地4 / 電話0463-92-5521 |
| 業務の概要    | 第一種及び第二種社会福祉事業・公益目的の事業         |
| 伊勢原市委託事業 | 介護予防・日常生活支援総合事業、緊急特別ショートステイ    |

## 4 事業所の職員体制

事業者は、利用者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 従業者（すべて常勤）令和7年3月6日現在（職員移動により変動します。）

| 職種      | 人数 | 職種        | 人数 |
|---------|----|-----------|----|
| 管理者（兼務） | 1名 | 主任介護支援専門員 | 2名 |
| 保健師（兼務） | 1名 | 社会福祉士     | 2名 |
| 介護支援専門員 | 1名 |           |    |

※管理者は保健師と兼務。

### (2) 職務内容

利用者からの相談に応じ、適切な介護予防サービス・支援計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成し、かつ、サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整等を行います。

## 5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託

事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することがあります。(以下、「委託事業者」といいます。)

委託事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者です。委託にあたっては、公正中立の確保等の観点から、利用者との協議により選定し委託します。

## 6 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容と利用料金

### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

- ①初回相談を実施します。
- ②業務内容などを説明し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約を締結します。
- ③介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書を伊勢原市に提出します。
- ④利用者のアセスメントを実施し、利用者等の意見を踏まえて、サービス計画の原案を作成します。この場合にあつては、介護予防サービスだけでなく、多様な主体から提供されるサービスの利用についても検討します。
- ⑤サービス担当者会議を開催し、サービス計画の原案を検討します。
- ⑥サービス計画について利用者から同意をいただき確定します。
- ⑦サービス計画に基づいてサービスを提供します。
- ⑧定期的・継続的にモニタリング(経過管理)を実施し、サービス計画の継続・見直し等を検討します。
- ⑨定期的あるいは必要に応じて、サービス担当者会議の開催、サービス計画の変更などを行います。

### (2) 利用者負担金

介護予防・介護予防ケアマネジメント業務について、事業者もしくは委託事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

## 7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用に関する留意事項

① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う担当職員は、事業者もしくは委託事業者で決定することとします。また、事業者もしくは委託事業者の都合により、担当職員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

② 利用者はサービス計画の作成にあたって、担当職員へ複数のサービス提供事業所の紹介を求めることや、サービス提供事業所の選定理由の説明を求めることができます。

③ 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当職員の名前や連絡先をお伝えください。

## 8 事故発生時の対応方法

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに市、事業者及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。さらに、利用者の主治医または医療関係への連絡を行い、その指示に従います。

## 9 守秘義務

事業者もしくは委託事業者の職員は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

事業者もしくは委託事業者は、職員が在職中に知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。退職後も同様とします。事業者もしくは委託事業者は、利用者等の同意を得ない限り、利用者等の個人情報を用いません。

## 10 損害賠償

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供のため、利用者に生じた賠償すべき損害については速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

### 1.1 苦情の受付について

事業者もしくは委託事業者に対する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

|         |      |                                      |
|---------|------|--------------------------------------|
| お客様相談窓口 | 電話番号 | 0463-92-4091                         |
|         | FAX  | 0463-92-4092                         |
|         | 責任者  | 亀井 めぐみ                               |
|         | 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）<br>8時30分～17時00分 |

### 行政機関その他苦情受付機関の窓口

|                                     |        |                                      |
|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| 伊勢原市<br>介護高齢福祉課                     | 所在地    | 伊勢原市田中348                            |
|                                     | 電話番号   | 0463-94-4722                         |
|                                     | FAX 番号 | 0463-94-2245                         |
|                                     | 対応時間   | 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）<br>8時30分～17時15分 |
| 住所地特例の契約者は<br>該当の市町村担当              |        |                                      |
| 神奈川県<br>国民健康保険団体連合会<br>（介護予防支援について） | 所在地    | 横浜市西区楠町27番地1                         |
|                                     | 電話番号   | 045-329-3447<br>0570-022-110（苦情専用）   |
|                                     | 利用時間   | 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）<br>8時30分～17時15分 |

【説明確認欄】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者：伊勢原中部地域包括支援センター

説明者：\_\_\_\_\_

私は本書面に基づいて事業者または委託事業者から重要事項の説明を受け、  
介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

利用者：氏 名 \_\_\_\_\_

代理人または立会人：氏 名 \_\_\_\_\_